明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○外務省組織令の一部を改正する政令（一九三）　三
○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（一九四）　四
○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（一九五）　四
○国土交通省組織令の一部を改正する政令（一九六）　四
○毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（一九七）　五

〔省　令〕

○大臣管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する省令（**農林水産**四〇）　五

〔告　示〕

○保険業法第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定による同法第二百七十一条の十第二項ただし書の認可の失効に関する件（**金融庁**三四、三五）　五
○千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則の修正に関する件（**外務**二二四）　六
○関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成三十年度の初日から平成三十年五月三十一日までの輸入数量を告示する件（**財務**一六六）　六
○平成三十年度の初日から平成三十年五月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を告示する件（**同**一六七）　六
○平成三十年度の初日から平成三十年五月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件（**同**一六八）　六
○平成三十年度の初日から平成三十年五月三十一日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。）の各輸入数量を告示する件（**同**一六九）　六
○関税暫定措置法別表第一の六の二の項に係る物品についての平成三十年度における輸入数量に基づく特別緊急関税の発動日を告示する件（**同**一七〇）　七
○所得税法施行令第二百六十二条第一項に規定する国税庁長官の定める方法を定める件の一部を改正する件（**国税庁**一六）　七
○租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第九項に規定する国税庁長官の定める方法を定める件（**同**一七）　七
○生産業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があった件（**農林水産**一四七七）　七
○災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額の算定方法を定める件（**同**一四七八）　七
○電気事業法第五十七条の二第一項の登録調査機関として登録の更新をした件（**経済産業**一二五）　七
○中小企業信用保険法第二条第五項第二号の事業活動の制限を指定し、事由を定める件（**同**一二六）　八
○登録調査機関の調査業務を行う事務所の所在地を変更する件（**特許庁**五）　八
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（**国土交通**七八四）　八
○やんばる国立公園の公園区域を変更する件（**環境**四八）　八
○やんばる国立公園の公園計画を変更する件（**同**四九）　九
○やんばる国立公園の特別地域の区域を変更する件（**同**五〇）　九
○やんばる国立公園の特別保護地区の区域を変更する件（**同**五一）　九
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用及び追加提供が決定された件（**防衛**一四九）　一〇
○道路に関する件（**東北地方整備局**一六一～一六五）　一〇
○道路に関する件（**中国地方整備局**六三～六五）　一〇
○道路に関する件（**九州地方整備局**八九）　一〇

〔国会事項〕

内閣　内閣府　特許庁　一二

〔人事異動〕

諸事項　一二

〔公　告〕

裁判所　相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一二
会社その他　一二六

官庁
証票無効関係　二

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。